

## 契約主義の関係論的理解によるケアの倫理に対する応答

### 1. 序論

「ケアの倫理(ethics of care, care ethics)」は、1980 年代の C. ギリガンの道徳的発達理論の研究に端を発するが、現在では、規範倫理学や規範的政治理論においても、一つの有力な立場となっている(ギリガン 2022; Held 2006; 岡野 2012; Engster and Hamington 2015)。ケアの倫理の論者の多くは、主要な道徳理論・政治理論を厳しく批判している。そして、批判されている主要な理論なかには、J. ロールズや T.M. スキャンロンの「契約主義(contractualism)」が含まれている。

本稿は、本当に契約主義がケアの倫理と根本的に対立するのかを検討する。契約主義とは、次のような立場である。契約主義は、われわれの道徳に関する推論を、理由に応答する能力を備えた合理的な行為者間の相互正当化という観念を用いて説明する。代表的な契約主義の論者の一人であるスキャンロンは、こうした理由応答的な行為者間の相互正当化のプロセスを、「理にかなった拒絶可能性のテスト」という手続きを用い構想化している。このテストに従えば、「ある行為が不正であるのは、ある環境下におけるその行為の遂行が、情報を与えられた強制なき一般的な合意のための基礎として、誰も理にかなった仕方では拒絶することができないような、行動に対する一般的な規制のための何らかの一連の原理によって、許容されない場合である」(Scanlon 1998, p. 153)。

このような契約主義は本当にケアの倫理と相容れない立場であるのか。本稿において、われわれは以下のような主張を展開する。契約主義は、関係論的に理解することができる。関係論的に理解された契約主義は、ケアの倫理との根本的な対立を回避することができる。むしろ、ケアの倫理にありうる問題点を避けるために、契約主義が重要な参照点となりうるという意味で、契約主義はケアの倫理を補完すると考えることができる。

なお、本稿で「契約主義」という語を使う場合、スキャンロンの理論を意味している。しかし、われわれは、本稿の議論は必要な修正を加えればロールズの理論についても妥当すると考えている。ただし、この点については、紙幅の都合上、本稿では詳細に立ち入ることはできない。

本稿では、以下のような順で議論を展開する。続く第 2 節では、道徳理論で議論されている、責務に関する関係論的理解がいかなるものであるのかを確認する。第 3 節では、そのような関係論的なアプローチをとる立場として契約主義を理解する。それによって、ケアの倫理の代表的論者である E.F. キテイから契約主義に対して提起されている、随意モデル批判——契約主義は責務を自発的合意によって説明するため、ケア関係における責務のような自発性によらない責務と相容れないという批判——に対して応答する。第 4 節では、契約主義

がケアの倫理にありえる問題を回避するために役立つという意味で、両立場が補完的になると主張する。まず、ケアの倫理にありうる問題点を直観的に示す例を提示する。そのうえで、そのような問題に対応するためには、異なる関係の価値をいかに整合的に理解できるのかを考える必要があり、契約主義がそうした理解を与えることができる点を指摘する。

## 2. 責務に関する関係論的理解

この節では、R.ジェイ・ウォレスの議論を参照して、道徳理論で論じられている責務に関する関係論的理解がどのようなものかを確認する。

我々は通常、友人や家族、愛する者に対して、他の人々には負っていないさまざまな特殊な責務(special obligations)を負っていると考える。これらの特殊な責務の存在を、どのように説明できるだろうか。

これに対するひとつの解答は、これらの特定の個人に対して我々が負っている責務は、我々が(そうした個人を含む)すべての人々に対して一般的に負っている何らかの道徳的責務に還元しようとすることである。R.ジェイ・ウォレスは、こうした特殊な責務をより一般的な責務に還元するアプローチを責務の「還元主義的理解(reductionist view)」と呼んでいる(Wallace 2012, p. 176)。

責務についてのこのような還元主義的理解を取る立場として、例えば帰結主義的な責務の理論を挙げることができるかもしれない。この見解によれば、我々が友人や家族などの特定の個人に対して責務を負っているのは、そのような人々が責務を有していると人々が考えた方が、社会や世界全体によって善い帰結をもたらすからである。この点において、帰結主義的な責務の理解は、友情や家族が互いに対してのみ負い合う特殊な責務を、すべての人々が負っている「善い帰結を促進するべきである」という一般的な道徳的な責務に還元する立場であるといえることができる。

しかし、こうした責務についての還元主義的理解は説得的だろうか。例えば、私が「なぜ両親に対して、他の人々には負わないような特別な責務を負っているのか」と自分自身に問うとしよう。そのとき、「すべての人々は全体にとって善い帰結を促進する責務を負っており、そのような特殊な責務を私が負っていると考えた方が、全体の利益が促進されるからである」といった一般的な道徳的推論に訴えるだけでは、私の有している責務を正当化する根拠として不十分であるように感じられる。むしろ、そうした一般的な道徳的な考慮事項に加えて、「私と両親は親子の関係にあり、親子というものは一定の責務を負い合うものであるから」という、「関係的事実(relational fact)」も重要であるように思われる(ibid., p. 183)。

このような直観を重視するのが、ウォレスが責務に対する「非還元主義的理解(non-reductionist view)」と呼ぶアプローチである。ウォレスによれば、非還元主義的アプローチとは、「愛着を伴う関係性を部分的に構成する(partly constitutive)ような要請や義務」が存

在し、そうした要請や義務は「より一般的な道徳的原理」に還元することができない、「独特の(sui generis)」ものである、と主張する立場である (ibid.)。ここで関係の義務や要請が「独特の(sui generis)」であるというのは、友情や家族関係などさまざまな関係性には、それぞれ特有の規範性があり、そうした規範性は、より一般的な道徳的原理や、他の関係の規範などに還元することができないということを意味する。

また、ここである種の要請や義務が、関係性を構成(constitute)するというのには、そのような関係に立っているといえるためには、そもそもそうした要請や義務を引き受ける必要があるということを意味する。言い換えれば、そうした要請や義務を引き受けていない人は、そうした関係に立っているとはいえないことになる。例えば、友人であるということは、友人が困っているときに助けたり、友人の不利益になるようなことを控えたりする義務を伴う。そのような義務を自分が有していると考えない人は、そもそも友人であるとみなせない、という意味で、それらの義務は友情という関係性を構成するものであるといえる。

こうした義務についての非還元主義的理解は、ある人が他の人とある特定の関係に立っているという事実が、それ自体として義務の根拠となりうるとする意味で、義務についての「関係論的理解(relational view)」とも呼ばれる(Scheffler 2010)。

以上のように理解された関係論的な義務の捉え方は、以下の二つの点において、より直観に適合するといえることができる。

第一に、すでに指摘したように、関係論的な義務の理解の方が、実際に友人関係や家族関係などの関係性に立つものの「自己了解(self-understanding)」に対してより忠実であるといえる(cf. Anderson 1993, pp. 65-66)。例えば「友人に対して、なぜ見知らぬ他者には負っていない特殊な義務を負っているのか」と考えるとき、もっとも自然な解答は、「彼／彼女は、私の友人であり、友人とはそのような義務を互いに負い合うものだからである」というものである。そのような解答は、我々が他者と共有する関係性そのものを引き合いに出すものである。逆に、「そのように考えた方が社会全体の利益が促進されるから」といったように、より一般的な道徳的原理を引き合いに出すような解答は、「理由として不適當(wrong kind of reason)」であるように感じられる(Darwall 2006, pp. 15-17)。

第二に、関係論的な義務の理解は、友情や家族などの異なる関係性が、それぞれ異なる義務を我々に課するという点を認める点で、そうした関係性から由来する義務や理由の多元性を捨象することなく説明することができる。我々は通常、友情関係には、友人同士であれば従う必要のある固有の規範があり、家族関係には、家族同士であれば従うべき必要のある固有の規範があると考えられる。こうした関係性に由来する理由や義務の多元性がもっとも顕著に自覚されるのは、異なる関係性の要請が互いに衝突するようなケースにおいてである。例えば、友人に対する私の義務と、パートナーに対する私の義務が対立するとき、私はそのような対立を、相互に還元しえない独立した要請の間で、いかにバランスを取るべきかという問題として捉える。反対に、還元主義的な義務の理解においては、複数の一見異なる特殊な義務も、より一般的な道徳的義務を適用した結果として生じるものとして理解さ

れる。そのため、還元主義的な責務の理解では、こうした多様な責務の間の対立の経験を適切に説明することができない。

もちろん、これらの議論は、特殊な責務についての還元主義を完全に退けるほど強力なものではないだろう。しかし本稿では、非還元主義的な責務の理解を前提して議論を進めることにしたい。というのも、以上で確認した非還元主義を支える直観は、本稿が主たる検討対象とするケアの倫理の論者も共有していると考えられるからである。ケアの倫理の論者は、契約主義への批判を投げかける際に、道徳的責務に関する非還元主義的理解を前提にしている。つまり、そうした論者は、非還元主義が妥当であることを前提にしつつ、契約主義が責務の規範性を自発的引き受けに還元するタイプの還元主義をとっているものとして批判している。次節では、そのような批判が契約主義に対する適切な理解に依拠しているのかを検討していく。

### 3. 契約主義に対する関係論的理解

前節では、責務に関する非還元主義に属する関係論的理解がどのような見解であるかを確認した。この節では、契約主義をそのような関係論的アプローチに依拠する理論として理解する。しかし、そのような契約主義に対する関係論的理解を提示することによって、ケアの倫理側から契約主義に向けられた有力な批判の一つに反論することができるようになる<sup>1</sup>。その批判とは、ケアの倫理の代表的理論家である E.F. キテイが提起した批判、つまり契約主義が「随意モデル(voluntaristic model)」であるがゆえに、ケア関係のような非自発的な関係から生じる責務と相容れないという批判である。

キテイによれば、随意モデルにおいては、特殊な関係に関する責務はすべて自分で引き受ける(self-assumed)ことで生じるとされる(Kittay 2020, p. 62)<sup>2</sup>。つまり、約束による責務が典型的であるが、各人は自由な選択によって関係に参加することによって、責務を自発的に負うというモデルである。「伝統的な随意的な(voluntaristic)道徳理論は特殊な関係を是認するが、それらの関係は自発的に引き受けられるものと想定される」(ibid, p. 60)。そして、キテイによれば、契約主義もまたそのような随意モデルである。彼女はその理解を次のよう

---

<sup>1</sup> ここで注目する随意モデル批判以外にも、ケア倫理が契約主義に向ける批判は存在する。とりわけ有力な批判として、道徳の射程(scope)をめぐる批判が存在する。すなわち、契約主義のように、道徳的な行為者・主体に関して何らかの性質・能力を想定する場合、当該の性質や能力をもちえない存在、たとえば重度の障害者などが道徳的考慮から排除されてしまうという批判である。この批判の検討は本稿の限界を越えるため、別稿に譲る。

<sup>2</sup> より正確に言うと、キテイは R. グディンの議論を参照しながら、このように論じている。

に述べている。

しかしながら、社会契約論(social contract theory)は随意的な理論であり、そこでは、諸々の社会制度は、自らの正統性を、平等に位置づけられエンパワーされた当事者たちのアソシエーションによる自発的な合意(voluntary agreement)から引き出している。／社会契約論の随意主義(voluntarism)が想定するところでは、個々人は高等な自己利益(elevated self-interested)から行為し、合理的かつ相互に利害関心を抱かず、相互的な道徳的相互行為に参加するように平等に位置づけられている。そのような概念の適切性こそが、本書において問題になることである。私が既に主張してきたように、そのような見解は、一定の個人が常に依存している(dependent)環境を考慮に入れることができず、依存者をケアする人びとの道徳的コミットメントを説明せず、役に立たない平等の構想を用いている。(ibid, p. 69)

このように、キテイは、契約主義を随意モデルに属する立場とみなしている。言いかえれば、契約主義における道徳的責務は自発的な合意の結果であるから生じているとみなしている。

彼女によれば、随意モデルには根本的に問題がある。というのも、「確実に、道徳的に効力を持ち、かつ自発的に引き受けられたアソシエーションから生じるものではないような道徳的責務が存在する」からである(ibid, p. 67)。そのような責務の代表的なものが、依存者のケアのニーズを充足するケア提供の道徳的責務なのである。

以下では、このようなキテイによる契約主義に対する理解が誤っていることを示したい。すなわち、契約主義は前節で説明した意味での関係論的な立場であり、それゆえ、随意モデルとみなすことはできないと論じていく。

契約主義においては、道徳的責務は自発的な引き受けによって生じるのではなく、むしろある一定の関係に立つことから生じる。契約主義における道徳的関係に対する理解がこのことを示している。スキャンロンによれば、すべての合理的な自己統治が可能な存在者(rational self-governing beings)は、互いに対して正当化を負い合う関係に立っている。合理的な自己統治が可能な存在とは、理由に応答する能力を備えた存在であり、理由の判断に従って自身の態度や行為を統御する存在である(Scanlon 1998, pp. 20-21)。そのような存在は、自己だけでなく、他者もまたそのような適切な理由に沿った反省的な自己統治(reflective self-governance)をなしうる存在であるとみなして、尊重する(ibid, pp. 269, 272)。スキャンロンによれば、このような関係に立っている者は、互いに対して「相互承認の関係(a relational of mutual recognition)」に立つことを求めるよい理由(good reasons)がある(ibid, p. 162)。そのように相互に承認し合う理由応答的な存在者たちは、互いに対する正当化を負い合う関係に立つ。そして、そのような相互正当化の関係を、序論で見た理にかなった拒絶可能性のテストが体現することになる。

このように理解された道徳的関係は、友情などの個別的・特殊な関係と類似の構造を有し

ている(ibid, pp. 161-162)。他者と友人関係に立つ者は、その友人との間で友人関係を構成するような独特な(sui generis)要請や義務を負い合うことになる。同様に、他者と相互承認の関係（道徳的関係）に立つ者は、その他者との間でそのような関係を構成するような独特な要請や規範——理にかなった拒絶可能性のテストを通じて判定される要請や規範——を負い合うことになる。

以上の説明から、契約主義が前節で確認した関係論的アプローチにあたることが示される。まず、契約主義は、道徳的関係も友情の関係も、いずれも独特な要請や規範を含んでいると考えている。その点で、還元主義とは異なり、非還元主義的な理解を採用している。かつ、関係ごとに独特な要請や規範が存在するという理解をとっているという意味で、関係に関する多元性を支持している。

このような関係論的な理解によって、ケアの倫理から向けられた随意モデル批判が、契約主義に対する誤解に依拠していたことが明らかになる。上記の通り、キテイは、契約主義における責務が自発的な引き受けによって負われるものだと考えていた。しかしながら、そのような随意モデルは、特殊な責務を「自発的な合意の結果を引き受けるべき」という一般の責務に還元しているという点で、還元主義的理解の一種に他ならない。これに対して、契約主義は、非還元主義的な関係論にしており、関係ごとに独特な責務を認めることができる。かつ、理由応答的な行為者が道徳的責務を負うのは、正当化を負い合う相互承認の関係に立っているからである。契約主義においては、自発的な合意の結果であるから道徳的責務を負うのではなく、ある種の関係に立っているから道徳的責務を負うのである<sup>3</sup>。

さらに、前節の最後で述べたように、ケアの倫理は、非還元主義的な関係論を支える直観を共有している。キテイも述べる通り、「ケアの倫理は道徳の主題を本来的に関係論的である(inherently relational)とみなす」(Kittay 2020, p. 61)。つまり、ケアの倫理の場合も、ケア関係を前提として、ケア関係に独特の要請、すなわち依存者をケアする責任・責務が生じるという主張を提示していると解釈することができる。それゆえ、ケアの倫理は、契約主義とは別の関係に着目する関係論であると言うことができる。また、ケア倫理の論者も、ケア関係だけが唯一の価値ある・重要な関係であるとは主張しないであろう。言い換えれば、ケアの倫理も、関係論的な立場として、各関係を構成している要請・規範に関する多元性を認めるはずである。

以上の考察から、本節の議論を次のように結論づけることができる。契約主義は、関係論

---

<sup>3</sup> われわれの解釈では、以上の指摘は、スキャンロンだけでなく、(必要な修正を加えれば) ロールズの理論に関しても当てはまる。しかしながら、その点に関して詳しく議論することは、本稿の限界を越える。一点だけ指摘しておけば、ロールズにおいても、正義原理の規範性は、原初状態における合意の自発性由来するのではなく、基礎構造を共有する市民(社会メンバー)間の関係——公正な協働関係——に由来するという解釈が明らかに可能である(cf. Rawls 2005, ch. 7)。

的に理解できる以上、キテイのように随意モデルとみなすことはできない。契約主義が重視している道徳的關係と、ケアの倫理が重視しているケア関係は、いずれも関係に依拠して責務を生じさせるという意味では類似している。したがって、契約主義とケアの倫理とは、必ずしも対立するものではない。キテイは契約主義を随意モデルとして理解し、随意モデルが自発的合意から生じるものではないケア関係による要請・責務を説明できないがゆえに、両立場の責務の理解は必然的に相容れないものだとして批判していた。しかしながら、契約主義とケアの倫理は両方とも関係論的な立場であると理解できるため、そのように必然的に対立するという理解は正しくない。

以上、本節では、契約主義とケアの倫理が必ずしも対立するものではないと指摘してきた。続く第 4 節では、契約主義とケアの倫理が補完的できえあると主張する。

#### 4. 関係論的に理解された契約主義によるケアの倫理の補完

契約主義は、ケアの倫理からの随意モデル批判に応答できるだけでなく、ケアの倫理を補完する、つまりケアの倫理にありうる問題点の回避を可能にするものとしても理解できる。以下では、ケアの倫理の見解だけでは答えることが難しいような例を想定することによって、そのような補完の必要性を論じたい。ジェンダーに関して不正義な社会構造、とりわけジェンダー間に不公正をもたらす性別分業(gender division of labor)が存在している状況を想定してほしい。当該の状況では、女性がケア労働をもっぱら担うべきという社会規範が——正当化不可能であるにもかかわらず——定着している。そのような状況において、以下のような母と娘の間のケア関係を考えてみてほしい。

##### 性別分業の下での母娘のケア関係

あなた——女性であるあなた——には、認知症になった高齢の母がおり、在宅で介護している。しかし、認知症が進行し、入浴や排せつなどの介護が大変になってきて——ほとんどつきっきりの介護が必要になってきて——おり、このまま在宅介護を続けるためには仕事を辞めなければならなくなった。いま仕事を辞めれば、仮に母が亡くなった後も

---

<sup>4</sup> 方法的に見ると、不正義な社会規範を想定して議論を始めるというのは、ロールズ的な理想理論(ideal theory)——十全に正義にかなった秩序だった社会——から始めるアプローチからの離脱を意味する。しかし、ケア倫理の論者であれば、不正義が存在する非理想状況から議論を展開することを否定するとは思われない。

元通りの仕事への復帰は難しく、事実上、キャリアを諦めることになる<sup>5</sup>。母は、介護施設に行くことを極端に嫌がっており、介護施設の話が少し出るだけで激怒する。つまり、母は他ならぬ「あなたに」ケアしてもらい差し迫ったニーズを有している。あなたは、仕事を辞めて在宅介護を続けるか、母を老人ホームに預けて仕事を続けるか、どちらにするか悩んでいる。

この例に関して考えてみると、ケアの倫理の単純な適用が困難であることが判明する。単純に理解する場合、依存状態にある高齢の母には差し迫ったケアのニーズがあるため、依存労働者・ケア提供者である娘は、母をケアする責任・義務を負うように思われる。しかしながら、このケースで母を介護施設に預けることを許容不可能とする規範的原理が妥当であるというのは反直観的である。おそらく、ケア倫理の論者もそのような主張をすることはないであろう。

この例から引き出せるポイントを 2 点に分けて考察してみよう。

第一に、ケア関係は、親密な関係であり、外部からの影響が（相対的に）弱くなるがゆえに、支配(domination)などの不適切な関係に陥りやすい<sup>6</sup>。介護関係の場合で考えると、依存者をケア提供者が支配する可能性も当然存在するが、反対にケア提供者を依存者が支配することも考えられる(石山 2019, pp. 358-359)<sup>7</sup>。キテイも、このような危険性は認めている。キテイによれば、強制(coercion)、すなわち不正義に行使される強制力や支配が存在する場合、ニーズを充足する道徳的責務が解除されうる(Kittay 2020, p. 67)。仮に「支配」という言葉を使用しないとしても、明らかに、ケア関係が不適切なものになる危険性が存在する。したがって、個々のケア関係やケアのニーズの「適切さ」を評価する必要がある。

---

<sup>5</sup> マミートラックという語で、出産・育児から仕事に復帰した女性が昇進・出世のコースから外れてしまうことがしばしば指摘されているが、高齢者の介護による離職後の復帰に関しても、同様の問題があると考えられる。さらに言えば、性別分業の規範が存在する以上、女性の職業上の地位や賃金が男性よりも低いことになり、女性の介護後の復帰（条件のよい仕事への復帰）は非常に困難になる。

<sup>6</sup> そうした不適切な関係としては、支配以外にも、モラルハラスメントや病的な共依存なども挙げることができる。

<sup>7</sup> 正確には、依存者が依存労働者を支配する可能性があるかどうかは、「支配」の観念で何が意味されるか次第である。ここでは、共和主義的自由論における支配構想のようなテクニカルタームとして使用しているのではなく、次のような前理論的な直観に強く依存した理解に依拠している。つまり、脆弱性を抱えた依存者であっても、依存労働者の人生計画の追求を不可能にしてしまうほどに過大な要求を押し通そうとすることがありえる、という直観的な理解である。

第二に、ミクロな視点だけ——当該のケア関係だけ——から規範的原理を考えてしまうと、重要なマクロな視点が欠落してしまう危険性がある。ここで言うマクロな視点とは、社会全体において人びとが（権力関係や資源分配などに関して）どのようなポジションに置かれているかという視点である。このケースの場合は、ケアのニーズ充足を要請する規範的原理が性別分業を再生産してしまわないかという視点となる。このような例で、母が提示する他ならぬ娘に直接介護してもらう要求を認める＝娘にキャリア追求を諦めさせるような規範的原理が正当化されてしまうとすれば、不公正な性別分業の再生産に加担してしまうことになる。そのような含意や影響はケア倫理の論者も回避したいものであろう。それゆえ、マクロな評価視点も含めるようなしかたでケア関係の「適切さ」を考えられるなければならない。

上の母と娘の例における問題は、関係論的なアプローチの観点から以下のように理解しなおすことができる。

まず、関係論の観点から見た場合、上記の例は次のような問いを提起するものとして理解される。つまり、相互に独立したさまざまな関係性の規範をいかに両立させるかという問題である。より具体的にいえば、ケア関係というより個別的な関係の規範と、生き方の自由という意味での自律を互いに尊重し合う関係とを、どう両立させるのかという問題として理解できる。言い換えれば、上記のケースでケア関係の適切さを評価するためには、自律を尊重し合う関係が何を要請するかと照らし合わせて考えなければならないということである。

こうした異なる関係性に由来する規範をいかに両立させるかという問題に対して、関係論的なアプローチはどのような解決策を提示するのだろうか。ここで重要となるのは、友情や家族などの個々の関係性が当事者に対して何を要請するのかは、あらかじめ固定されたものではなく、むしろ当事者による解釈や修正に開かれている点である<sup>8</sup>。

この点を理解するためには、以下では友情や家族などの関係において、当事者に対して課される要請がどのように定められるのか、を考える必要がある。この問題は、そうした関係性をもつ「価値(value)」をどのように理解するか、という問題として言い換えることができる。なぜなら、ある関係性が我々に対して正当な要請を課しうるかは、そうした関係性の価値をどのように理解するかにかかっているからである。例えば、友情や家族といった関係がそれ自体として我々に対して正当な要請を課すと我々が考えるのは、そうした関係に何らかの価値がある——そうした関係に立つことは何らかの意味で善いことである——と考える

---

<sup>8</sup> なお、キテイも、N. フレイザーを参照しつつ、「ニーズ解釈(needs interpretation)」の必要性を述べている(Kittay 2020, p. 147)。もともとのフレイザーの議論は明確に社会構造の不正義を前提にしており、その議論のポイントは女性が自身のニーズを主体的に解釈して社会福祉をめぐる闘争に参画していく「ニーズ解釈の政治(the politics of needs interpretation)」にある(Fraser 1987, p. 104; cf. Fraser 1990)。なお、キテイと並ぶ代表的なケア倫理の政治理論家であるJ. トロントも、ニーズ解釈の政治の必要性を述べている(トロント 2020, p. 27)。

からである。反対に、「同じ左利き同士であるという関係」といった何ら価値をもたない関係性や、「いじめっ子といじめられっ子の関係」といった当事者にとってむしろ有害となるような関係性は、それ自体として当事者に対して正当な要請を課すと我々は考えないだろう。

それでは、各々の関係性が有する価値（そうした関係性の「善さ」）を、我々はどのように理解すべきだろうか。この問題を考える上で、二つのモデルがありうる。

一つ目のモデルは、個々の関係性がいかなる「価値ある状態」を促進するかということに着目するものである。このモデルによれば、ある関係性が「価値ある（善い）もの」であるといえるのは、それがあらかじめ理論的に特定された「価値ある状態(valuable states of affairs)」を促進する場合であり、その場合に限られる(Scanlon 1998, pp. 79-80)。例えば、友人関係は、各友人の「快さ」という「価値ある状態」を促進する限りにおいて価値があり、その限りにおいて友情という関係性は当事者に対してさまざまな責務を課す、という立場などがこれに該当するだろう。また、個別のケア関係は、人々のニーズが充足されているという状態を促進する限りにおいて価値を有するとみなすような立場も、こうしたモデルを前提していると理解できるかもしれない。

しかし、関係性が促進する特定の価値ある状態に着目するモデルでは、友情や家族などの関係性の価値を理解するためには不十分である。というのも、サミュエル・シェフラーが指摘するように、ある関係を価値あるものとみなすということは、単にその関係に何らかの「価値ある状態」を促進すると判断することだけを意味するわけではないからである。例えば、友情を大切に人は、友人が危機に陥ったときには助けるべきであると考えたり、友人が苦しんでいるのを見て自身も苦しんだりするような感受性(susceptibility)を持ち、かつ自身にはそのような態度や感情を抱く良い理由があるとみなす人である。こうしたさまざまな態度や感情への感受性を持たない人は、友情の価値を捉えそこねていると我々は考えるだろう。言い換えるならば、友情などの関係性の価値を適切に理解するためには、「関係性に備わる善い性質」としての「価値(value)」だけでなく、「友情という関係に立つということは、どのような態度や感情の理由を認識することを伴うのか」という「価値づけ(valuing)」の実践のあり方にも目を向ける必要がある(Scheffler 2010, pp. 44-45)。

関係の価値を理解するための二つ目のモデルは、まさにこのような価値づけの実践に着目するものである。このモデルによれば、「ある関係が価値を持つ」という主張は、「その関係に立つ人は、その関係に特有のさまざまな態度や感情への感受性をもつ妥当な理由がある」という主張として理解される。例えば、友情関係に価値があるという主張は、そのような関係に立つ人は、友情に特有のさまざまな態度や感情——友人が傷つくことで悲しむなど——を抱く良い理由があるという主張として理解される。さらに、そうした関係に立つものに課されるさまざまな責務や要請についても、当の関係を適切に価値づけている人であれば、どのような責務や要請を自身が負っているとみなす理由があるか、という観点から同定されることとなる。

この後者のモデルの特徴として、次の二つの点が挙げられる。第一に、このモデルは、関係の価値をいかに説明するかという問題を、そうした関係に立つことが、当事者に対してどのような理由を与えるかという点から理解する。第二に、そうした関係性に由来するさまざまな理由についての我々の理解は、当事者間の——あるいは当事者を含む社会全体における——熟慮や議論を通じて、常に再解釈されたり修正されたりするという点である。例えば、友人であればどのような態度や感情を抱く理由を有しているかを決定するような、固定的な基準があらかじめ特定可能なわけではない。むしろ、そうした友情の理由をどのように理解すべきかどうかは、それぞれの個別の友人関係における当事者間の相互了解や、それぞれの社会において共有されている友情の理想などを参照した熟慮や議論を通じて解釈されることになる。

このように、後者の「価値づけ」を重視するモデルは、前者の「価値ある状態の促進」を重視するモデルと異なり、関係の価値を、それが何らかのあらかじめ特定化された「価値ある状態」を促進するかという観点から説明することはない。むしろ、「価値づけ」を重視するモデルは、それぞれの関係に内在する規範を、当事者が価値づけるさまざまな理由を参照しつつ解釈する。その点において、「価値づけ」を重視するモデルは、「価値ある状態の促進」を重視するモデルとは異なり、友情などの関係の規範が有する柔軟性——推論や熟慮を通じた修正や解釈に開かれているという性質——を説明できるという強みを有している。

しかし、あらかじめ特定化された基準に訴えることなしに、「異なる関係性を適切に価値づけることが、どのような理由を認識することを要請するのか」という問いに対して、いかに答えることができるのだろうか。ここで重要になるのは、「整合説的(coherentist)」な正当化である(Richardson 1997, pp. 174-183)。例えば、友情の関係が我々にいかなる理由を与えるのかは、家族関係や市民間の関係など、その他の関係が我々に対して与える理由を考慮し、それらと整合的な仕方でも解釈されるべきである。

ここにおいて、契約主義の有効性を指摘することができる。というのも、契約主義における、われわれが正当化を負い合う一般的な道徳的関係に立っているという想定は、関係の規範の柔軟性を前提に、それらの規範を整合説的に解釈する重要な参照点を与えるからである。既に見たように、契約主義は、道徳的関係を理にかなった拒絶可能性のテストを要請するものと理解している。そして、そのようなテストを考える推論においては、ケア関係を適切に価値づけている人が有する理由も、自律を適切に価値づけている人が有する理由も、ともに相互に支え合うような形で解釈することになる(Oshitani 2022)。

契約主義に対するこうした理解から、上記の母娘のケア関係の例に関して妥当な考え方も説明することができる。上記の二つのポイントに対応させて説明しよう。

第一に、ケア関係が支配などの不適切な関係に陥る危険性については、次のように考えられる。契約主義における道徳的推論では、ケア関係による要請を、自律を尊重し合う関係による要請と照らし合わせて、両関係の価値を相互に支え合うように解釈する。まず、このような解釈的な推論によって、自律を尊重し合う関係が要請する生き方の自由を過剰に犠牲

にするようなケアの要求を拒絶することができる。別のしかたで表現すれば、契約主義にとって、上記の例で発生しうる「支配」とは、自律が要請する生き方の自由を無視するような要求を押しつけることであるということになる。さらに、整合説的な推論に従い、こうした自律の要請に照らし合わせて、ケア関係の要請の適切さも再解釈されることとなる。友人の自律的な生き方を過剰に制約するような「友情」は、適切な友情の理解とはいえないのと同様に、ケア提供者の自律を過剰に制約するようなケア関係は、適切なケア関係とはいえないと考えられる。

第二に、マクロな視点での規範的原理による影響の評価については、次のように考えられる。契約主義は原理の一般的受容の帰結を評価する。この点について、スキャンロンは、次のように述べる。原理を介して行為の統制を考える際、特定の行為の帰結だけでなく、そうした行為が一般的に遂行されたり遂行されなかったりすることによる帰結や、行為者たちに原理が要請するしかたで考えさせることによる諸々の含意をも考慮しなければならない (Scanlon 1998, p. 203)。それゆえ、契約主義は、上のケースにおいて、娘に母の在宅での介護を要請する原理が発生させるより広い文脈での影響を考慮に入れることができる。そのような規範的原理は、その娘と同様の状況に置かれた女性たちにも自分で介護するように要請してしまう。そのような含意を生じさせる原理は、不公正な性別分業を維持・強化してしまうがゆえに、理にかなった拒絶可能性のテストにおいて正当化されないことになる。それゆえ、少なくとも上記の例に関しては、必要とされるマクロな視点を契約主義がとることができると言える。

契約主義は、以上のような特徴を有する推論によって、以下のようなことを可能にする。まず、社会正義の原理として、ケアと自律の両方の価値を適切に実現できるような社会条件の整備を提示することが可能になる。それと同時に、正しい行為に関しても、ケアのニーズに依拠する要求のうち、どこまでの要求が、適切なものとみなしうるか、つまり自律の要求を不当に侵害しないものかを特定するために有効な参照点を与えることができる。

## 5. 結論

本稿では以下のような議論を提示してきた。第 2 節では、ウォレスの還元主義的理解と非還元主義的理解の区分を参照して、責務に関する関係論的理解がどのようなものであるかを確認した。第 3 節においては、契約主義をそうした関係論的なアプローチをとる立場として理解した。それを通じて、キティから契約主義に対して向けられた、随意モデル批判が契約主義に対する誤解に依拠していることを明らかにした。第 4 節では、契約主義がケアの倫理にありえる問題に対処するために役立つという点で、両立場が補完的になると主張した。まず、ケアの倫理にありうる問題点を直観的に示す例を提示した。その例が提起した問題を回避するために、契約主義による道徳的推論の理解が助けになると主張した。

なお、最後に本稿で提示してきた主張に関して注意点を述べておきたい。ここで主張したのは、契約主義が複数の価値ある関係からの諸要請を適切に解釈するための助けとなるという点である。契約主義を採用するだけで確定的な結論が導出されるとは主張していない。何をなすべきか、どのような制度を作るべきかに関する思考や推論を展開するためには、事実に関する詳しい情報を含めて、文脈依存的な多くの情報が必要とされる。さらに、現実社会における著しい不正義の存在を念頭に置けば、これまで周辺化・劣位化されてきた人びとのパースペクティヴの包摂が必要とされる。それゆえ、ケアに関する適切な社会的ルールの解釈や整備のためには、十全に反省的かつ正統な不満に対して応答的な——おそらく何らかのしかたでデモクラティックな——政治的プロセスが必要となるであろう<sup>9</sup>。

### 参考文献

- Anderson, E. (1993). *Value in Ethics and Economics*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Darwall, S. (2006). *The Second-Person Standpoint: Morality, Respect, and Accountability*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Engster, D., and Hamington M. eds. (2015). *Care Ethics and Political Theory*, Oxford: Oxford University Press.
- Fraser, N. (1987). “Women, Welfare, and the Politics of Need Interpretation,” *Hypatia*, 2(1), pp. 103-121.
- Fraser, N. (1990). “Struggle over needs: Outline of socialist-feminist critical theory of late-capitalist political culture,” *Women, the State, and Welfare*, edited by Linda Gordon. Wisconsin: The University of Wisconsin Press.
- Held, V. (2006). *The Ethics of Care: Personal, Political, and Global*. Oxford: Oxford University Press.
- Kittay, E.F. (2015). “A theory of justice as fair terms of social life given our inevitable dependency and our inextricable interdependency,” *Care Ethics and Political Theory*, edited by Daniel Engster and Maurice Hamington. Oxford: Oxford University Press.

---

<sup>9</sup> この点は、フレイザーが主張しているように、ニーズ解釈の「政治」が必要であるとも言いかえられるだろう。「政治」は、ロールズやスキャンロンのような主流とされるリベラルな道徳哲学・政治哲学では無視あるいは軽視されていると言われることがある。しかし、本当にそうであるかどうかは、それらの理論家の議論のポイントをどのように解釈するかによるはずである。

- Kittay, E. F. (2020). *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency* second edition. London: Routledge. (岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社、2010 年) (初版 1999 年)
- Oshitani, K. (2022). "Specifying contractualism: How to reason about what we owe to each other," *The Journal of Value Inquiry*. <https://doi.org/10.1007/s10790-021-09873-3>
- Rawls, J. (2005). *Political Liberalism* expanded edition. New York: Columbia University Press. (神島裕子・福間聡訳『政治的リベラリズム 増補版』筑摩書房、2022 年)
- Richardson, H. (1997). *Practical Reasoning About Final Ends*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Scanlon, T.M. (1998). *What We Owe to Each Other*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Scheffler, S. (2010). *Equality and Tradition: Questions of Value in Moral and Political Theory*, Oxford: Oxford University Press.
- Wallace, R.J. (2012). "Duties of love," *Proceedings of Aristotelian Society*, Supplementary Volume 86(1), pp. 175-198.
- 石山将仁(2019)「理に適ったケア関係と二つの自律」『政治思想研究』第 19 号、336-368 頁
- 岡野八代(2012)『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房
- キャロル・ギリガン(2022) (川本隆史・山辺恵理子・米典子訳)『もう一つの声で——心理学の理論とケアの倫理』風行社
- ジョアン・トロント(2020) (岡野八代訳)『ケアするのは誰か？——新しい民主主義のかたちへ』白澤社